

新潟県条例第32号

新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和45年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定による分担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により県が行う同項第1号に掲げる事業、<u>法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。</u>）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、<u>県営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により県が行う同項第1号に掲げる事業、法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により県が行う土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）</u>の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定による分担金及び法第91条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により県が行う同項第1号に掲げる事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。以下「事業」という。）を施行する場合には、その施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから、分担金を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、<u>事業であつて知事が別に定めるもの</u>の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p>

外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 第1項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 知事は、第1項及び第2項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、これらの項の特別徴収金の全部若しくは一部又は第3項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭の全部若しくは一部を免除することができる。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

4 知事は、第1項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、同項の特別徴収金の全部若しくは一部又は第2項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭の全部若しくは一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。